

医療費助成制度のお知らせ

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015

町では、医療機関で支払った医療費(保険適用分)等を助成しています。助成制度の対象となる方(家庭)は申請が必要です。申請は随時受付しています。

助成制度	対象となる方(家庭)
母子家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・夫と死別または離婚し、20歳に満たない子を養育している家庭 ・夫と死別または離婚し、現在、婚姻していない一人暮らしの方(75歳未満)
父子家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・妻と死別または離婚し、20歳に満たない子を養育している家庭
重度障害者(児)医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する方 ・療育手帳の交付を受けた方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・小学3年生までの子ども(※申請の必要はありません) ・小学4年生から中学3年生までの子ども(ただし、父母の所得税が非課税の場合のみ) <p>※小学1年生から中学3年生までについては自己負担があります。</p>

〈医療費受給者証の更新〉

母子家庭等、父子家庭、重度障害者(児)、子ども医療費(小学4年生～中学3年生)の医療費受給者証の有効期限は、7月31日(木)です。更新の手続きをしてください。

※本人および家族の方の所得が一定額を超えた場合、医療費の助成は受けられません。

■受付期間 8月8日(金)まで 午前8時30分～午後5時15分(土、日曜日は除く)
 ※8月7日(木)、8日(金)は午後8時まで受け付けます。

■受付場所 町民税務課・各総合事務所

■持ち物 医療費受給資格認定申請書、医療費受給者証、健康保険証または組合員証、印鑑、通帳、障害者手帳など
 ※本人および家族の方で、平成26年1月1日現在南越前町に住所がなかった方は所得証明書が必要です。
 ※子ども医療費(小学4年生から中学3年生)の申請については、所得税が非課税と分かる書類(源泉徴収票、確定申告の控え)をお持ち下さい。

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124
 町民税務課 ☎ 47-8015

「わたしと年金」エッセイ募集中
 ～あなたと公的年金のエピソードを
 お聞かせください～

募集した作品の中から、優秀な作品に対して表彰状の授与や記念品を贈呈するほか、受賞者と作品を日本年金機構ホームページへ掲載したり、お客様がご覧になれるよう作品を冊子にして全国の年金事務所へ設置する予定です。

主催、後援

主催…日本年金機構
 後援…厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員連合会(申請中)

応募資格

一般、
 学生・生徒(中学生以上)

応募締切

平成26年9月19日(金)
 締切日消印有効

提出先

①郵送の場合

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24
 日本年金機構サービス推進部サービス
 推進グループ「わたしと年金」担当

②電子メールの場合

watashito-nenkin@nenkin.go.jp

